

別紙3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
障発第1206001号	障発第1206001号
平成18年12月6日	平成18年12月6日
一部改正 障発第0402002号	一部改正 障発第0402002号
平成19年4月2日	平成19年4月2日
一部改正 障発第0331019号	一部改正 障発第0331019号
平成20年3月31日	平成20年3月31日
一部改正 障発第0331032号	一部改正 障発第0331032号
平成21年3月31日	平成21年3月31日
一部改正 障発1007第3号	一部改正 障発1007第3号
平成21年10月7日	平成21年10月7日
一部改正 障発0601第4号	一部改正 障発0601第4号
平成22年6月1日	平成22年6月1日
一部改正 障発0928第1号	一部改正 障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正 障発0330第5号	一部改正 障発0330第5号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正 障発0329第16号	一部改正 障発0329第16号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正 障発0930第1号	一部改正 障発0930第1号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正 障発0331第51号	最終改正 障発0331第51号

平成 26 年 3 月 31 日
最終改正 障 発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第
30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく「障害者自立支援法に基
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。)につい
ては、平成18年9月29日厚生労働省令第171号をもって公布され、本年
10月1日(指定共同生活介護事業所における個人単位での居宅介護等
を利用する場合の特例については平成19年4月1日)から施行されたと
ころであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了
知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その
運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障

平成 26 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第
30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく「障害者自立支援法に基
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。)につい
ては、平成18年9月29日厚生労働省令第171号をもって公布され、本年
10月1日(指定共同生活介護事業所における個人単位での居宅介護等
を利用する場合の特例については平成19年4月1日)から施行されたと
ころであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了
知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その
運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障

害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

第一～第三 (略)

第四 療養介護

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 指定療養介護の単位等

①～③ (略)

④ 従業者の員数に関する特例(基準第 50 条第 7 項及び第 8 項)

18 歳以上の障害児入所施設入所者が、平成 24 年 4 月 1 日移行も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援(児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援をいう。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 16 号)第 52 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たすものとみなすことができるものである。

また、児童福祉法による指定発達支援医療機関についても、

害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

第一～第三 (略)

第四 療養介護

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 指定療養介護の単位等

①～③ (略)

④ 従業者の員数に関する特例(基準第 50 条第 7 項及び第 8 項)

18 歳以上の障害児入所施設入所者が、平成 24 年 4 月 1 日移行も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援(児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援をいう。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 16 号)第 52 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たすものとみなすことができるものである。

また、児童福祉法による指定医療機関についても、指定医療

<p>指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第五～第十五 (略)</p>	<p>機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第五～第十五 (略)</p>
---	---